

○ 猿銃等販売事業許可基準について

(照会)

〔昭和四十八年十月十九日 商企第〇〇〇〇号
通商産業省機械情報産業局長あて 〇〇〇〇県知事〕

このたび武器等製造法第十九条に基づく猿銃等販売事業の許可申請があり、同法第五条第一項第五号に関する調査をしたところ別紙写の回答を得たが、この内容は法第五条第一項第五号に該当しないと判断されるが、反面違法精神の欠陥も大きく許可の可否について照会します。

獣銃等販売事業許可基準について（回

答）

〔昭和四十八年十一月十二日 四十八機局第三二四号
○○県知事あて 通商産業省機械情報産業局長〕

昭和四十八年十月十九日付け商企第○○○○号により照会のあつた上記の件については下記のとおり回答します。

記

御照会に係る者は、添付された調査結果から判断すると武器等製造法第十九条第二項において準用する同法第五条第一項第五号には該当しない。従つて、同法第五条第一項第二号に適合すると認められるときは同じく準用される同項本文の規定により許可しなければならないことになります。